

対談 「雇用促進と在宅勤務」

大阪府労働部職業対策課
課長補佐 高橋 勉 氏

聞き手
フリップ・ステーション設立準備委員会
代 表 竹中 ナミ



竹中 お忙しいところ、お邪魔いたします。
本誌創刊号で「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に触れましたが、その中で「今回の法改正で在宅勤務への助成が見送られた」との一文を編集部として掲載したわけですが、実は、昨年すでに労働省より通達が出ている——とのご指摘を高橋様より戴きました。
そこで今日は、この通達の内容についてお聞かせ願うとともに、職安行政と私どものような市民団体との連携、あるいはそれぞれが担うべき役割といった事を中心にお話を伺いたいと思います。
先ず、法改正についてですが・・・

高橋 昨年4月1日付けで「在宅勤務制度」に関する通達が労働省より出ています。
ちょっと固いのですが、その趣旨は「重度身体障害者の雇用の場の確保」「身体障害者雇用率制度等の適用基準の明確化」そして「特に通勤が困難で、一般の雇用形態での勤務が難しい重度身体障害者について、在宅勤務の適切な促進を図る」というものです。

竹中 重度の障害を持つ人たちにとって、身体的な問題だけでなく、街のアクセスの不十分さからも、通勤は大変な困難を伴う現状です。
今回の通達が重度障害者の真の雇用促進につながれば嬉しいのですが……従来の内職やパートとは、どのように違うのでしょうか。

高橋 この制度は障害を持つ人が、在宅ではあっても一人の勤労者として雇用主との明確な雇用関係を持って、つまり内職やパートではない安定した就労をしていただくためのものですから、請負や委託的業務は対象になりません。

竹中 対象となる職種も限られているのでしょうか。

高橋 職種は今のところ「新商品または新技術の研究開発などの業務」「情報処理システムの分析または設計の業務」「記事の取材や編集の業務」「デザイナーの業務」の4つです。

竹中 出社回数が少なくても、技術を持っていれば自宅でできる職種としてすでに定着しているもの、という事ですね。
このような仕事を重度身体障害者が在宅で行う場合に、従来の助成金制度が適用される、と考えて良いのでしょうか。

高橋 そうです。「身体障害者作業施設設置等助成金」「重度障害者職場適応助成金」「重度障害者特別雇用管理助成金」「身体障害者等能力開発助成金」の4つが適用されます。

竹中 名称から内容がイメージしにくいのですが、もう少し具体的にお教え願えますか。
例えば頸随損傷の人が、自宅のベッドでコンピュータを使って、情報処理の仕事をする場合だと・・・

高橋 その方の自宅に設置される、仕事上必要なコンピュータやサポート機器がまず助成の対象になります。また賃金に対する助成も、通勤形態での雇用と同じように適用されます。
ただし、自宅そのものの改造は助成対象になりません。

竹中 これはむろん、雇用主に対する助成ですね。

高橋 そうです。しかし、助成金はいくまで障害者の雇用促進を図るためのきっかけで、その方が一人の勤労者として、職場に、あるいは在宅の仕事に定着していただく事が本来の目的ですので、その点をご理解いただいた上で、申請していただきたいと思います。
助成金を含め、障害者雇用に関する詳しいガイドブックを発行していますので、お近くの職安や雇用促進協会へお問合せ下さい。

竹中 私たちも雇用主の皆様に、こうした助成制度を知っていただくよう努力したいと思います。
ところで雇用促進と言いますと、雇用率制度がそのためにあるわけですが。

高橋 本当は雇用率制度などなくとも障害者が働ける、という社会が望ましいとは思いますが、現実にはこのような形で促進を図らなければならない実状がありますので、行政としてはまず、雇用率の達成を企業に対して働きかけねばならない。
また、障害者の新規採用とともに、途中で障害を持たれた方を、継続して

雇用して戴くことも、強く願っています。

現在、雇用されている障害者の30%は事故や病気等で障害を持った方が、その会社で継続して働いておられるというデータがありますが、障害を持つというのは、決して他人事ではない訳ですから。

竹中 おっしゃる通りだと思います。

私たちは中でも、とりわけ重度障害者の雇用率の低さを痛感していますが、在宅勤務以外に重度障害者の雇用促進に関わる制度はありますか？

高橋 5月26日に、短時間労働への助成と雇用率へのカウント等の法改正が行われました。

重度の障害者について、短時間雇用制度を設けるというもので、詳しい事は、追って労働省から発表されると思います。

(この件について労働省職業安定局高齢・障害者対策部企画課に問い合わせたところ、重度障害者については週22時間以上33時間未満の就労についても助成金の対象とし、雇用率にカウントするという通達が出たとの事。

施行は、助成金については7月1日から、雇用率へのカウントは来年4月1日からで、在宅勤務制度との併用も行われるとの事でした・編集部注)

竹中 制度についてのご説明、ありがとうございました。

ところで、プロップ・ステーション設立準備委員会では、障害を持つ人たちと企業で働く人たちとの出会いを、様々な形でコーディネートし、企業の中に障害者への理解の土壌を造っていきたいと考えています。

高橋 なるほど。それはプロップならではの活動ですね。

竹中 障害者を対象としたコンピュータの養成講座を企画しているのですが、この企画に講師として、企業人で技術をお持ちの方々にボランティアに参画して戴きたいとの呼びかけを行っています。

技術の提供が無理でも、講座を受けに行く方の送迎など、どんな形でも構いません、先ずは出会う事、知り合う事。

企業の中に、「障害者とお付き合いしたことあります」という人を増やし、中からと外から、同時に扉が開いて行って欲しいと、願っています。

このような活動にも、ぜひ行政のご支援をよろしくお願いいたします。

高橋 企業のフィランソロピーが活発になって来ていますが、これが障害者雇用の促進につながっていけばありがたいと思います。

行政としてはボランティア活動を企業が推進される時、並行して雇用の促進にも取り組んで戴きたいと願っています。

しかし、障害者の社会進出のための土壌づくりというのもまた必要な事で、

市民団体としてのプロップの今後の取り組みに、期待しています。

竹中 行政は企業へのご指導をされるお立場ですが、私たちは市民団体として、また当事者団体として、自分達に出来得る活動を行政のバックアップもぜひ戴きながら続けていきたいと思ひます。
ところで、面と向かって失礼とは存じますが、多くの障害者から職安行政がよく見えない、職安へ行っても仕事は無い、という声をよく耳にします。

高橋 同様のご批判を、私たちもお聞きしています。
しかし、どうか皆さん、一度は職安へ足を運んで下さい。
そして先ず、求職のご登録をして下さい。二度目からは電話でもご相談いただけますので、あきらめずに・・・

竹中 企業の門戸を直接たたき事の難しい障害者にとって、職安へ出かけるというのは、就労の第一歩であろうとは思ひます。
特に重度の障害を持つ人の場合、職安未体験者が大変多いのですが、それが、あきらめからであれば残念な事だと思ひます。
プロップ・ステーションとして「職安へ行ってみよう、大キャンペーン」を展開しなくちゃいけませんね。（笑）

高橋 先ず、安定所でご相談下さい。
力不足へのご批判はあろうかと思ひますが、障害者の雇用促進は大変重要な課題だと認識しています。
私達は公の機関として、企業と障害者、双方の歩み寄りのチャンスを作る役割を担っていますので、今後も企業に対して門戸拡大、雇用率達成への働きかけを行っていきます。

竹中 私たちは当事者として、障害者自身の意欲を高める努力、そして様々なチャンスを提供できる団体であるよう、努力したいと思ひます。
今日は、お忙しいところ本当にありがとうございました。

